

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

相続税事案の場合、課税要件事実の隠ぺい、偽装に基づく過少申告をしたときは、重加算税が課され、また、配偶者の税額軽減も受けられないこととなります(通法68、相法19の2⑤)。

今回は、重加算税が取り消された新しい判決例をご紹介します。

I 生命保険金の申告漏れ

平28.5.20公表裁判
(一部取消し、全部取消し)
J103-1-04

<事案の概要>

本件では、審査請求人Aが、生命保険金11件(各無申告保険金)を当初申告に含めなかったことは、課税要件事実の隠ぺい、偽装したところに基づく過少申告であるか否かが争われました。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり判断し、過少申告加算税相当額を超える部分の重加算税を取り消し、配偶者の税額軽減の規定の適用を認めました。

1. 重加算税の賦課要件

重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、偽装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、偽装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。

しかし、重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から相続財産を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、課税要件事実を隠ぺい、偽装したところに基づく過少申告と認めることができるものと解される。

2. 隠ぺい・偽装の有無

① Aは、当初申告に先立ち、各無申告保険金の支払請求手続をとり、A名義の預金口座への振込送金により、保険金を受領したが、当初申告書の作成を補助したB及びCに、その存在を伝えなかったことが認められる。

② Aは、調査の際には、調査担当職員からの求めに応じて、預金口座に係る預金通帳等を逡巡なく提示しているものであって、各無申告保険金の発見を困難ならしめるような意図や行動はうかがわれない。また、Aは、調査担当職員から各無申告保険金の申告漏れを指摘されると、特段の抗弁をすることなく当該事実を認めており、修正申告の勧奨に応じて遅滞なく修正申告をしていることにも照らせば、Aが、各無申告保険金を故意に当初申告の対象から除外したものとまでは認め難い。

③ これらによれば、Aが、当初から相続財産を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたものとは認めることができない。

④ したがって、Aが各無申告保険金を当初申告の対象に含めなかったことが、課税要件事実の隠ぺい、偽装に基づく過少申告であるとは認められない。

⑤ 以上のことは、相続税法第19条の2第5項に規定する「隠蔽偽装行為」の有無についても同様である。

II 金融資産の証拠隠滅行為

平28.3.30公表裁判
(一部取消し、全部取消し)
J102-1-02

<事案の概要>

本件では、審査請求人J及びMが、課税要件事実を隠ぺい、偽装し、それに基づき法定申告期限までに申告書を提出しなかったと認められる否かについて争われました。

SERIES TAINS 解体新書

重加算税をめぐる裁判 —相続財産の隠ぺい、偽装の有無—



依田 孝子〔大森〕

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり判断し、無申告加算税相当額を超える部分の重加算税を取り消し、配偶者の税額軽減の規定の適用を認めました。

① 基礎事実等を総合しても、JとMの間で、法定申告期限までに相続税の申告をしない旨の意思の合致があったとまでは認めることができない。

② JとMの間では、事前通知を受けてから実地調査までの間に、調査に対し積極的に協力しない旨の漠然とした合意が形成されたことが認められ、また、Jは、実地調査の際、被相続人がP証券との取引があった事実を秘匿するため、虚偽の答弁や、香典メモ破棄行為という明らかな証拠隠滅行為に及んだことなど、J及びMの、相続財産を隠ぺいし、相続税を無申告で済ませようとする意図をうかがわせる一定の事情が認められる。

③ しかし、上記各事情は、いずれも、法定申告期限経過時から約1年8か月が経過した後の調査時点における言動等であって、その内容をみても、事前準備を要するような計画的なものではなく、とっさにとった行動とも評価し得るものである。また、Jは、実地調査の中で直ちに上記証拠隠滅行為等を看破され、調査担当職員に対し、被相続人がP証券との取引があったことを隠すため当該行為に及んだ旨を自供しており、J及びMがその後遅滞なく期限後申告に応じていることも併せ考慮すると、相続財産を隠ぺいし、相続税を無申告で済ませようとする態度、行動をできる限り貫こうとしたとまではいい難い。

④ これらによれば、相続財産の大部分を占める金融資産について調査時に証拠隠滅行為がされたことを考慮しても、J及びMが、相続税を申告しない意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき法定申告期限までに申告書を提出しなかったとまでは認めることができない。

⑤ したがって、J及びMが、課税要件事実の隠ぺい、偽装に基づき法定申告期限までに相続税の申告書を提出しなかったものとは認められない。

⑥ そして、上記のことは、相続税法第19条の2第5項に規定する「隠蔽偽装行為」の有無についても同様には当てはまる。

III 賦課決定の所轄庁

平28.5.17裁判
(全部取消し) F0-3-453

<事案の概要>

この事案も、審査請求人が重加算税の賦課決定処分を求めたものですが、その前に、相続税の納税地は、相続開始時点で被相続人が入所していた介護付有料老人ホーム(本件施設)の所在地か、入所前までに居住していた家屋の所在地かが争われました。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり判断し、重加算税の全部を取り消しました。

① 被相続人の死亡の時にける住所地は、本件施設の所在地であり、同所が相続税の納税地となる。

② 賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長が行うべきものであるから、納税地の所轄庁ではない原処分庁には、重加算税の賦課決定権限はない(通法33①)。

おわりに

最後になりましたが、今年もTAINSをよろしくお願いいたします。

上記の事例を検索する場合のキーワードは、「重加算税」「隠ぺい」「偽装」「隠蔽偽装行為」などです。絞り込むときは、「一部取消し」「全部取消し」を追加してください。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

提案型会計事務所へ。

MJS! ミロク情報サービスが バックアップ。



MJSイメージキャラクター
菊川 伶

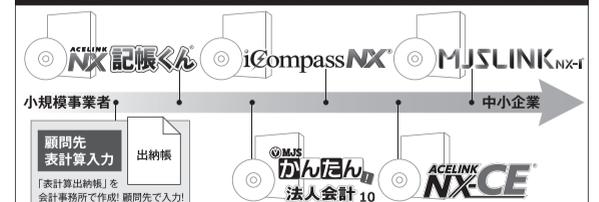
経営提案できる会計事務所へ。
MJSは強カプロフェッショナルツール
ACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。



事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かれます)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記憶くん、iCompass NX、MJS LINK NX-I、MJSからたん!法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場 (証券コード:9928) **MJS**

株式会社ミロク情報サービス